



みくには
ハートに愛

みくに労務管理事務所便り

来る3月3日、創立50周年記念感謝会には沢山のご出席をいただきありがとうございます。

皆様にお楽しみいただけるよう準備しております。ご期待下さい。

2017年2月1日発行連絡先：〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

まだ間に合う 2017 年新卒採用！ “冬採用”を検討してみませんか？

◆「短期決戦」だった 2017 年新卒採用

2017年新卒者の採用戦線は、近年稀に見る「短期決戦」となりました。

3月1日に採用広報解禁、6月1日に内定出し解禁とされたため、通常年より遅く始まり、一方で内定出しは昨年(8月1日内定出し解禁)より2カ月も前倒しとなったためです。

そのため早々に就職活動を終了する学生も多く、中小企業からは、「この時期になっても採用予定数に満たない」との声も聞かれます。

◆積極的に検討したい「冬採用」

しかし、まだ諦める必要はありません。採用戦線がシーズンオフとなった今だからこそ、中小企業にもチャンスはあります。

例えば、部活に打ち込んでいた体育会系の学生や、留学等のため卒業時期がずれ込んだ学生、卒業研究に専念していた学生、資格試験・公務員試験等に臨んだものの失敗した学生…。春先に就職活動よりも優先順位の高い活動をしていた学生は数多くいます。

こうした学生の中には優秀な人も少なくありませんが、多くの企業が採用活動を終了した秋以降はなかなか就職活動がうまくいかず、内定を得られていないケースも多いのです。

他の企業が採用活動をしていない分、こうした優秀な学生を採用できるチャンスがあります。

このようなメリットを踏まえ、近時は「秋冬採用」を積極的に行う企業も増えてきました。まだ採用予定数に満たないのであれば、「冬採用」をぜひ前向きに検討したいものです。

◆「冬採用」を成功させるために

冬採用だからといって、やり方が通常の春先の採用手法と変わるものではありませんが、対象となる学生数が絞られる分、1人に割くことのできる時間

も増えると言えます。

学生側からの好感度が上がれば一気に内定に傾くことが多いことが指摘されていますので、いかにコンタクトを密に取り、アピールすることができるかがポイントとなりそうです。

2月の税務と労務の手続期限

[提出先・納付先]

1日

○贈与税の申告受付開始(3月15日まで)[税務署]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

16日

○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>[税務署]

※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。
ホームページ：<http://www.e-392.com/>
(QRコードは右記)



年金受給資格期間が 10 年に短縮へ

Q 国民年金の保険料を 10 年納付するだけでも、年金がもらえるようになるかと聞きましたが本当でしょうか？

A 昨年 11 月年金の受給資格期間短縮法が成立しました。これにより、平成 29 年 8 月より老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されることになりました。納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者を抑えていくという視点から改正されました。受給資格期間の短縮により新たに約 64 万人に受給権が発生し、その内訳は、65 歳以上で初めて老齢基礎年金の受給権が発生する人が約 40 万人、65 歳未満で特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する人が約 24 万人といわれています。

今回短縮される受給資格期間とは、年金を受け取るために必要な加入期間のことをいいます。国民年金保険料を納付した期間だけではなく、厚生年金、共済組合への加入期間もすべて合計した期間です。また、年金額には反映されない国民年金保険料が免除された期間や、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金の被保険者の対象となっていなかった期間や、国民年金に任意加入しなかった合算対象期間も、受給資格期間になります。受給資格期間が、24 年しかなく、1 年足りずに年金が受給できなかった方も、今回の改正により受給できるようになるのです。対象となる年金は、老齢基礎年金だけではなく、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金と旧法の老齢・通算老齢も含まれます。

具体的には、平成 29 年 8 月施行の期間短縮により新たに受給資格期間を満たす方は、翌月の 9 月分から老齢基礎年金の受給権が発生します。対象となる方には、本年の 2 月下旬から 7 月にかけて黄色の封筒に入った年金請求書が年齢の高い方から日本年金機構より順次送付される予定です。窓口の混雑が予想されることから、8 月の施行日より前に、年金事務所へ年金請求書の提出が可能になるようです。手続きが順調に行われた方ですと、早ければ 10 月に 9 月分の年金が支払われることとなります。

支払われる年金額は、それぞれの方の加入期間の実績に応じた年金額になります。例えば国民年金に 10 年間加入した場合の老齢基礎年金の金額は、平成 28 年度は年間約 19 万 5 千円です。月額にすると約 1 万 6 千円で、老後の生活費としては低年金になってしまいます。国民年金には、平成 30 年 9 月まで、過去 5 年間以内の未納保険料を納付できる後納保険料制度や、60 歳以降任意に加入して年金額を増やす制度もありますので、老後の年金額を少しでも増やしたい方は、ご検討ください。